
日程第3 報告第1号 平成24年度加美郡土地開発公社決算について

○議長（下山孝雄君） 日程第3、報告第1号平成24年度加美郡土地開発公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第1号平成24年度加美郡土地開発公社決算についてご報告申し上げます。

加美郡土地開発公社の平成24年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております平成24年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第1号平成24年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

日程第4 報告第2号 平成24年度株式会社薬業振興公社決算について

○議長（下山孝雄君） 日程第4、報告第2号平成24年度株式会社薬業振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第2号平成24年度株式会社薬業振興公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社薬業振興公社の平成24年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております第18期平成24年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 1つだけちょっとお聞きしたいんですけども、副町長にお聞きします。

加美町が10周年ということなんですけれども、薬業施設群の薬師の湯がことして20年になるはずで、その中で、それに合わせました事業とかイベント、今現在、例えば、実施しているものがあれば紹介していただきたいと思っておりますし、それから、今後計画しているものがあれば、なければならないということですのでよろしいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） ことしの12月に20周年を迎えるということで、薬業の建設とか立ち上げに携わられた先輩、職員の皆様からは、合併10周年に負けないくらい立派な20周年記念をやってほしいという声をたくさん聞いておりますので、そのような方向で進めておりますが、今、7月に地ビールのお祭りをするというので計画をしておりますが、そのようなことしまざまなイベントに関しまして、20周年記念ということをめぐるやりたいというふうに思っていますし、また、12月にやくらい薬師の湯の開館20周年の事業を行いたいということで、今社員の中で検討しているところでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） わかりました。

それで、例えば、そういう事業をする場合に、今は指定管理ということで公社運営ですよ。町のほうでそれなりの応援もしていただきたいと私は思いますし、あとそれから、これから出てきます議案第60号ですか、辺地総合整備計画ということで、ちょっと中身を見ましたら、観光施設ということで陶芸の里とか薬業の施設群がこちらの計画で修繕と。要するに、辺地債を使ってやる計画になってございます。

それで、できればといいますか、なかなかこの計画、年次のとおり進んでいくことが大変だとは思いますが、この計画のとおり進んでいきますように努力をお願いしたいと、その辺の町長の考え方をお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 年次計画そのままというわけにはなかなかいかないでしょうけれども、いろいろこの施設群に関しましては20年ということで、大分老朽化も進んできております。大分これから修繕費等々のコストもかかるとは思っております。

ただ、加美町を代表する観光地でもありますので、交流人口をふやす上で今後どのように周りの施設等との連携も図りながら事業を進めて行く必要があると思っておりますし、20周年記念事業に関しましては、今のところまだどのような計画なのか私も知りませんので、町がどの程度、どのような形で支援しかかわっていくべきか、何ともお答えできませんけれども、できるだけの協力はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 16番高橋源吉君。

○16番（高橋源吉君） まず1つ目は、3番議員ともちょっと関連あるかなと思うんですけれども、まず、今現在のバイオボイラーの稼働状況はどうなのかということと、それから、もう一

つは、今副町長が社長を兼ねていると。社長業をやられているということでございますが、副町長が社長を兼任するというそのいきさつあるいは経緯については、3つの振興公社を将来1つにするということで、それだけの理由ではないのかなとも思うんですが、一番はそれがあって社長に就任されたというふうに私は認識しているんですけども、それで、今現在におけるその振興公社統合の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） バイオマスにつきましては、商工観光課長のほうから答弁をいたしますけれども、後段のほうのことですが、まず2つのご質問だったというふうに思います。

理由としては、なぜ取締役になったのかということでございます。

これは、昨年の議会でも質問がございまして答弁を申し上げましたが、普通は兼業の禁止ということで、取締役等にはならないんですが、50%以上の出資をしている自治体については、その出資をしているという町の姿勢を示すためにも、副町長なり町長が社長になって、その公社について積極的に事業展開をしていくということと、その公社に信頼性を持たせるためにも、出資している公共団体の首長になることは望ましいというような解釈がございましたので、そのような形で、まず葉葉振興公社、公社3つのうちで一番大きいですから、そこの代表取締役ということに就任をさせていただいて、そして、中身をつぶさにこの1年見させていただきました。

そして、公社の統合ということにつきましては、これはもう合併のときから、合併の協議会のときから、合併してからそのことについては検討するというようになっていまして、そして、行政改革の大綱の中で、この公社の3つの統合について進めるというふうなことでございましたので、そのことについて、それを実現すべくということもその理由の1つでございます。

そして、来年4月から、消費税が上がってまいります。それから、葉葉振興公社と中新田振興公社はパークゴルフという同じものを持っています。その料金等についてどういうふうにしていくかということ、今度、3者で同じテーブルに着いて、まず公社のあり方、消費税に対する考え方等を統一していきましようというようなことで、この間、中新田振興公社の株主総会がありましたので、そこでお話を申し上げて、ぜひということでもございました。

来週、宮崎の株主総会がございまして、そこでもそのような話をさせていただいて、まず、お互いにこの3つの公社、どのようにしたらよくなるのかということ、まずそこから始めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 葉菜のバイオマスボイラーの稼働関係でございますけれども、昨年につきましては、4月の暴風雨によりまして屋根の破損等があったために、4月、5月、運休しております。ですから、全体的に順調ではなかった状況でございますけれども、後半は順調に推移しております。

今年度も、4月から順調に稼働しておりますので、ぜひ私も年度1回順調に稼働しまして、正式なチップの量とか削減率等々を見たいと思っておるわけでございますけれども、ちなみに、平成24年度の実績でございますけれども、薬師の湯につきましては、重油換算でございますが、55%の削減になっております。

ウォーターパークが63.7%、林泉館が40.3%、あと都邑館が33.3%ということで、全体としては57.8%でございますが、建設前の平成21年度につきましては重油の全体の量が57万7,830リットルございました。それが平成24年度につきましては24万4,120リットルということで、マイナスの33万3,710リットルということでございまして、今現在の単価にしますと、1リットル当たり100円程度でございますので3,300万円ほどの削減効果になっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 16番高橋源吉君。

○16番（高橋源吉君） まず、バイオボイラーの件ですけれども、災害以外はほぼ順調に稼働していたということで、ほっとしているところであります。

ただ、今回、加美町の辺地総合整備計画（案）ですけれども、これを見ますと、平成26年度からバイオマス施設の改修事業というものを計画なされているということで、総額でも3,000万円を超える額と。建設間もないバイオボイラーがこれからまた3,000万円強のお金がかかるというのちょっと違和感を感じるところであります。この辺の説明と、それから、これまた平成26年からゆ〜らんどにもバイオマスボイラーを建設するというふうに辺地計画には明記されておりますが、まず、この修理ですか、改修ですか、どういったものなのかと。それから、ゆ〜らんどにバイオマスボイラーを設置するに当たって、よほど機種選定に関しては慎重にならなければならないと思いますが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、振興公社の経営についてであります。これから3つの公社、テーブルに着いていろいろと検討なされるということでありますけれども、副町長が今現在社長を一生懸命やっているはずでございますけれども、やってみて、3つの公社を統合するということが本当に現

実的なのか、あるいは今までどおりやったほうが経営的には効率がいいのか、そしてまた、今ある3つの公社を一旦解散するような形で1つに統合するというのが本当に現実的に可能なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） バイオマスについては商工観光課長から答弁いたします。

3つの公社がそれぞれの個性・特性を生かして、それぞれの道を歩いていって、町からの指定管理がだんだん減っていくということであれば、それはそれで一つの選択だとは思いますが。

ただ、現時点では、3つの公社とも、まず1つの公社につきましては日給・月給という形になっていて、給料制にもなっていない。宿泊の台帳も全部手書きでなっているということで、そういう状況なので、本来なら1つのシステムが入って、こちらでいっぱいなら別な施設を紹介できるとか、結局3つの公社は、私が思うには、1つは観光ですね。観光の前線であるということ。それから、地域経済の発展に尽くしていると。そして、雇用の確保。雇用にも寄与しているということで、この3つが、やはり公社にとっては大切なことだと思いますが、それぞれになっていますと、経費がむだになっているところもあろうかと思えます。そういう意味では、社員の雇用という観点からすると、1つになって近代的な会社というふうにしたほうが望ましいのではないかなというふうに思います。

それから、観光という面、そして地域経済ということに関しましても、さらに雇用、お客さんの誘客を図っていくということ、それにつきましても、むだな経費というものが3つ出ているということがありますので、私は緩やかな一つの総合体として、そして、それぞれの3つが入口と出口を1つにして、それぞれの振興公社、それぞれといいますか、3地区に名前を残して町の観光とか地域経済に寄与するような形になっていくのが望ましいのではないかなというふうに思います。

ただ、それにつきましても、テーブルにお互い乗って話し合いをしていきたいというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君） 辺地計画の関係の事業費でございますけれども、バイオマス関係につきましては、最大の費用というようなことで見込んで計上しておりますし、特に、バイオマスにつきましては、機械設備関係がかなりの部分を占めておりますので、そういうことで計上させていただいております。

また、ゆ〜らんどにつきましては、もう少し菓業のバイオマス施設の関係を検証する必要がある

あるのではないかというふうに思っておりますので、これは、一応平成26年度計画には載せておりますが、ずれ込むというような形で対応させていただきたいというふうに、今現在は考えております。

それから、業者の選定等々でございますけれども、これらもあわせて検証しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（下山孝雄君） 16番高橋源吉君。

○16番（高橋源吉君） バイオマスの件に関しては大方理解できました。

それで、振興公社の件でありますけれども、これからテーブルに着いてみないと先がよくわからないということではありますが、どうなのかなとも思ひます。

一番心配しているのは、今現在の3つの振興公社の形態というものがそれぞれ大分違ふと思ひます。特に、宮崎の場合ですと、個人の資本も入っているということで、その辺をしっかりと今現在の株主の方々も理解できるような形で話を進めていかないと、空中分解する話なのかなと思ひます。

いずれにしても、一番理想的な姿でなりますことをお願ひをしておきたいと思ひます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） ご期待に応えたいと思ひます。

そのご期待というのは、高橋議員だけではなくて、社員の期待、地域の人たちの期待というものもございますので、それらに応えられるようにしていきたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） そのほか。7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） たくさん重複した質問がありましたので、1点だけにします。

事業報告の2ページに、「結果的に、薬師の湯入館利用の減少分を他の施設の売り上げ、営業努力で補填する実績内容となりました」というふうな記述があるんですが、ランニングコストも20周年を迎えてだんだんかかるようになっていくかと思うんですが、今回、黒字になったということで、最も功を奏したと思われる営業努力というのはどんなことだったのか、お聞かせください。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） この事業報告にありますように、20周年を迎える薬師の湯なんですが、平成11年がピークで、そのときに20万人を超していた入館者数が、それ以降一度も前年を上回

ることなく下がってきて、今10万人ちょっとになっています。ですから、それはいろんなところに温泉が出てきたということもあるでしょうし、施設も老朽化しているということもあるかもしれません。もちろん、そのための努力を、これから誘客のための努力をして、何とかストップをかけて右肩に上がるように社員一丸で今プロジェクトを組んで進めているところです。

それで、ご質問のように、最終的には340万円ほどの純益ということになりましたが、いろいろな昨年はプロジェクトをやりました。日本酒を楽しむ会というようなことをやったり、それから、プールでも健康教室というものでお客さん、少しでも利用者がふえるようにとですね。

それから、やはり、薬業においでになる方々は、美しい自然とかそういうものに癒されるためにおいでになっているということがありますので、やはり、そこで出る食事は新鮮なものにしようとか、さまざまな工夫を凝らして、できるだけお客さんに来ていただくというふうに努めてきた、社員が頑張ってきたからだというふうに思います。

あと、このお風呂のお客さんの減少は、やはり、先ほど一般質問でも何度か出ましたけれども、放射能の問題で、やはりあそこは土産センターが非常に誘客力があります。そのところに風評被害のようなものがあって、山菜とかきのこのシーズンにお客さんがいらっしやらないと、そういう方々がお風呂にも入っていくという、そういう相乗効果があったんですが、そのところでのお客さんが減少しているということもありますので、そういう風評被害をなくして、薬師の湯を含めた薬業施設群にお客さんが来ていただけるように努力をして、いろんなアイデアを出して努力をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（下山孝雄君） そのほか質疑はございませんか。15番一條 光君。

○15番（一條 光君） この公社、吉田副町長が社長として1年間運営をなさってあるいは現場を指揮されて、感想をお聞きしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） ありがとうございます。一條議員から質問が来るのではないかと考えて、期待と恐怖とがありましたけれども。済みません、つまらないことを言いました。

1年間いまして感じましたのは、本当に、一番最初に感じたのは随分安い給料で社員の皆さんが働いているなというのを思いました。本当に申しわけないなというくらいの給料でした。先ほど、観光と雇用と地域経済と言いましたけれども、雇用が本当にこれでいいんだろうかというような思いがいたしました。でも社員は一生懸命頑張っています。ですから、この社員の生活、給料を上げるためには何とか収入をふやすための努力をしたいというふうに思いました。

あとそれから、結果というものはやはり毎日毎日、きょうは何人お客さんが来た、ゴールデンウィークは去年は雨にたたられてお客さんが少なくお祭りがなくなった。ことしは天気よかった。昨年と比べてお客さんが来た。よかった。1日1日、天気を見ながら一喜一憂しているということで、また副町長とは違った意味で充実をさせていただいております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 15番一條 光君。

○15番（一條 光君） 私自身もあの近くに住むものですから、感じることは、週末あるいは祝祭日となりますと、薬菜に通じる道路、横切れないほど車が来ます。やはり、薬菜といえますのは集客力のあるところだなと、その都度思うわけですけれども、ただ、昼間近く、11時ころになりますと、上っていく車に匹敵するくらい帰っていく車があるんですね。そうしますと、やはり、せっかく来たのにもったいないなという思いがするんですけれども、その要因は、そのお客さんをとどめるだけのキャパシティーがないのかどうか。あるいはまた、周辺を回る1つのコースとしてしか捉えていないのか。あるいはまた、もっといたいという魅力に欠けるのかどうかですね。そういったことを私も含めて考えてしまうんですけれども、そういった時間帯、祝祭日となりますと、兼務をなされている副町長として実態を把握されているかどうか、その辺も含めてお聞かせをいただければと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 実態を把握しているか、月曜から日曜まで毎日行っているわけではございませんので、ただ報告は受けますし、その状況をできるだけ土曜・日曜というものは空いていけば行くようにしております。

先ほどのキャパシティーがないのか、魅力が足りないのかというようなお話でございましたが、この間ある先生方とお話をしたときに、薬師の湯、薬菜施設群は子供にとっては鳴子温泉より、鳴子温泉という名前を出して失礼ですが、一般の温泉よりも楽しいはずだと。一般の温泉は、大人は楽しいでしょうと。だけれども、子供にとっては楽しいところではないと。子供にとっては、薬菜施設群のほうが楽しいというようなお話をいただいたことがありました。ああ、ここにヒントがあるのかなというふうに思います。

やはり、子供が来て楽しいと思えるようなところにはおじいさんも一緒に来るし、親も来るしということで、この薬菜施設群、ご高齢の方々の癒しと同時に、子供たちが来て楽しいというふうに思えるような施設にするには、あるいはそういうイベント、工夫していきたいというふうに思って、この辺についても、社員に1つのプロジェクトとして今話をしているところで

ございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第2号平成24年度株式会社薬業振興公社決算についてを終了いたします。

日程第5 報告第3号 平成24年度株式会社中新田地域振興公社決算について

○議長（下山孝雄君） 日程第5、報告第3号平成24年度株式会社中新田地域振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第3号平成24年度株式会社中新田地域振興公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社中新田地域振興公社の平成24年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております第25期平成24年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第3号平成24年度株式会社中新田地域振興公社決算についてを終了いたします。

日程第6 報告第4号 平成24年度一般社団法人加美町畜産公社決算について

○議長（下山孝雄君） 日程第6、報告第4号平成24年度一般社団法人加美町畜産公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第4号平成24年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてご報告申し上げます。

一般社団法人加美町畜産公社の平成24年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております平成24年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） 1点だけ質問をさせていただきます。

この加美町畜産公社で、「エコ堆くん」を使いまして、独自に実証圃を設けているかどうかお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） お答えいたします。

「エコ堆くん」を利用しました展示圃につきましては、加美町ブランド化推進会議、アクションプランプログラムに基づきまして、昨年度から野菜について実証実験を行っております。

ただ、畜産公社の事業ではございません。町の事業として、今現在行っております。

○議長（下山孝雄君） 18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） 町の事業として行っているということでございますが、新たにこの公社で実証圃を行う計画があるかどうかお聞きします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 今のところ、そういう予定はございません。

○議長（下山孝雄君） 18番三浦又英君。

○18番（三浦又英君） 新たな、先ほども放射能関係で町長もお話ししておりますが、ぜひこの「エコ堆くん」を宣伝するための意味におきましても、集客率の高い薬菜等に、皆さんが見える場所に公社独自で私はつくる必要性があると思いますので、ご検討をお願いします。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 答弁はよろしいですか。はい。そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第4号平成24年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてを終了いたします。

日程第7 報告第5号 平成24年度社団法人大崎西部畜産公社決算について

○議長（下山孝雄君） 日程第7、報告第5号平成24年度社団法人大崎西部畜産公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第5号平成24年度社団法人大崎西部畜産公社決算についてご報告申し上げます。

社団法人大崎西部畜産公社の平成24年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております平成24年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により

報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第5号平成24年度社団法人大崎西部畜産公社決算についてを終了いたします。

日程第8 報告第6号 平成24年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（下山孝雄君） 日程第8、報告第6号平成24年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第6号平成24年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、平成25年第1回2月定例会に上程し議決をいただいております、平成24年度加美町一般会計補正予算（第9号）の繰越明許費について、新たな難視対策助成事業、障がい者自立支援施設増設事業、集落基盤整備事業のほか、16の事業及び第2回臨時会に報告をさせていただきました補正予算（第10号）の繰越明許費について、加美地区公共放牧場整備事業、町道色麻下多田川線2期整備事業、観光施設災害復旧事業の計22事業について、繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号平成24年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第9 報告第7号 平成24年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（下山孝雄君） 日程第9、報告第7号平成24年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第7号平成24年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

についてご説明申し上げます。

本案件は、平成25年第1回2月定例会に上程し議決をいただいております、平成24年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の繰越明許費について、汚泥処理施設建設事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号平成24年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第10 報告第8号 平成24年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（下山孝雄君） 日程第10 報告第8号平成24年度加美町水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第8号平成24年度加美町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、平成24年度事業として予算計上しておりました上水道排水管雨水管渠切りかえ工事について、1月から2月の天候不良に伴い施工地の状況悪化により年度内完成が見込めなくなったことから、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、繰越計算書を作成しましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第8号平成24年度加美町水道事業会計予算繰越計算書についてを終了いたします。

日程第11 議案第56号 加美町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第11、議案第56号加美町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第56号加美町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、町が人的支援を行うことが必要と認められる公益的法人等に職員を派遣する制度等を整備し、公民の適切な連携協力による諸施策の推進を図るため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき条例を制定するものでございます。

条例の主な内容は、職員を派遣することができる団体、派遣することができない職員、派遣先団体との取り決め事項、派遣職員の給与、復帰時の処遇等を定めるものでございます。

具体的には、本条例の制定によりまして、7月より、公立大学法人宮城大学へ職員1名を派遣する予定であります。お手元に議案資料としてその概要を記載した資料を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） ただいまの説明によりますと、7月から宮城大学に職員を派遣ということでもありますけれども、それは今後の施策の一環としての職員を宮城大学のご指導をいただくためのもろもろの関係からそういったことだと思うんですけれども、それ以外に、人的支援を行うことが必要と認められる公益法人とはどんなものか。どのようなものをあと想定しておりますか。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

最初に、宮城大学につきましては、今、伊藤議員が、今回は総合計画の策定に伴って、宮城大学と協働して進めるということで派遣をさせていただきます。

ご質問のそのほかということで、ちなみに、現在、派遣をしているところにつきましては、自治法に基づいて派遣しているところが南三陸町、それから加美郡保健医療福祉行政事務組合、それから、宮城県地方税滞納整理機構、その3つに基づいております。

それで、今回、公益法人になりますので、この条例を上位法の法律に基づいて整備して、派遣していくということでございます。

宮城大学のほかということで、派遣を今までやっているところでは、社会福祉法人の社協関係も、今は出向の形ではしております。それも一緒に整備して進めていくべきではないかとい

うことで、今回、条例等も整備していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 6番伊藤 淳君。

○6番（伊藤 淳君） 今までは、結局その法整備に抵触しない部分での派遣とか何かという形で人を派遣していたという理解でいいんでしょうか。

それで、今回、この法整備に伴って、上位法との関係でもって法整備を今回条例化するという理解でよろしいんですか。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋 啓君） お答えさせていただきます。

これまでの宮城大学については法整備を新たにしておいて派遣するということになります。

それで、今までのところにつきましては、合併協定、さかのぼって平成15年に締結を結んで執行してきたということで、これまでの今申し上げた公益法人等の一般職の派遣の法律、上位法なんですけれども、これは当時派遣職員については一部不利な条件が、まだ法が未整備だったんです。それで、その後、法改正がなされまして、現在は派遣職員が不利にならないという条件が整って、今回正式にその形を一緒にやっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結します。

これより議案第56号加美町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第56号加美町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第12 議案第57号 加美町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第12、議案第57号加美町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第57号加美町子ども・子育て会議条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、平成24年8月に交付された子ども・子育て支援法に基づき、市町村は条例で定めることにより、子ども・子育て支援事業計画の策定等に関し、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるとされておりますことから条例を制定するものでございます。

子ども・子育て新制度につきましては、平成26年度までの次世代育成支援対策推進法の後を受け、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実などを総合的に推進することとし、平成27年度からの施行に向け、準備が進められているところであります。

国においては、内閣府に子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援に関する基本方針や保育等に係る施設やサービスの認可基準等について検討が始められております。

市町村においても、地方版の子ども・子育て会議を設置し、地域のニーズに基づいて、子育て当事者の意見を反映した子ども・子育て支援事業計画の策定と、その計画的な推進が求められておりますことから、本町におきましても、子ども・子育て会議を設置し、新制度の趣旨の通り、新たな子育て支援の計画策定を進めるものであります。

お手元に、議案資料として、子ども・子育て支援制度の概要等についての資料を配付しておりますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） この支援法に基づく実質的な運用はこの会議に諮るとのことだろと思いますが、そうしますと、いろんな事業計画から策定、評価まで一貫して関与するという大変大事な会議かなと思います。

そこで、現在の子育て支援協議会あるいは児童福祉審議会、次世代評価検討委員会、こういった類似する条例に基づく組織があるわけですが、こういったものとの整合性、そしてまた、条例の整理が必要でないのかどうか、その辺お伺いをいたします。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） お答え申し上げます。

今、議員からお話がありましたように、児童福祉に関するものについて児童福祉審議会が設

置をされております。これは、児童福祉法に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を所掌事務としているものでございます。

現在、委員の構成でございますが、20人に内定しております、県の児童福祉関係者と議会の議員、あと児童福祉施設関係者、教育、警察、保健福祉関係、企業等により構成をしているところでございます。

今般、子ども・子育て支援法によりまして、事業計画の策定等に係るものとして、子育て当事者等の意見の反映を初め、自治体における子ども・子育て支援を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて策定をするというようなことからの趣旨がなされております。

こうしたことから、類似する審議会等についても検討を重ねましたが、今回、子ども・子育て支援法の趣旨にのっとりまして、加美町の子育て支援の充実を図っていくために、子育て当事者の参画に配慮した委員構成としたいということで、新たに別に設置をするというようなことをご提案を申し上げるものでございます。

なお、児童福祉審議会等につきましても、児童福祉に関連することでございますので、いろいろご意見を賜りながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） それでは、この子ども・子育て会議、この条例につきましては、既存の組織とまた別な組織でもって対応するということでしょうか。わかりました。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 同様の質問をしようと思っておりましたが、類似する関連委員会会議がまた1つふえたというふうな印象を持つわけなんです、委員会に参加する委員となる人はダブってしまうことは当然考えられると思うんですけども、例えば、全く分野が違うかもしれませんが、食育推進会議とか、今挙げた児童福祉推進会議とかの連携をとって会議をしていくということがあったほうがいいのではないかなど、食育推進会議等に出るたびごとに思っているんですが、そういった検討は今後なされるのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤 敬君） お答えをいたします。

確かに議員おっしゃられるとおり、町でもいろいろな審議会等を設置しております中で、委員が重複したりするというようなことも多分に団体の代表ですとか、そういった形である場合

もでございます。

そうした中で、今回の子ども・子育て会議等については、いわゆる子育ての当事者という形で、子どもの保護者等のご意見を聞いてというようなことで実質的にかかわっている保護者の皆さん等に広く参画をしていただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。また、関係するような、今おっしゃられた委員会等にありましても、ご意見等を賜っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） そのほか質疑ございませんか。ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結します。

これより議案第57号加美町子ども・子育て会議条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第57号加美町子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第58号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第13、議案第58号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第58号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、議案第57号でご承認賜りました、加美町子ども・子育て会議条例で規定している子ども・子育て会議委員の報酬額を条例の別表に加える改正をするものであります。

また、報酬が月額で定められている特別非常勤職員について、要綱により、報酬に通勤手当に相当する額を加算して支給していたところではありますが、条例の改正がされておりましたので、今回、改正をするものであります。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第58号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第59号 加美町交流資源利活用推進基金条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第14、議案第59号加美町交流資源利活用推進基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第59号加美町交流資源地活用推進基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、基金へ積み立てる額の改正をするものであります。

本基金は、自然環境の保全に関する施策及び温泉保養施設等の修繕・改修などの費用の一部に充てることを目的に設置された基金であります。

本町の温泉保養施設であります薬師の湯及びゆ〜らんどは、今後、大規模な改修が見込まれております。また、観光造林地等の分収林地が伐期を迎えており、皆伐後には町に返地されます。町では、返地後に再生林を施し、自然環境の保全を図っていくこととしております。

これらの費用が年々増加することに備えるため、今回、第2条で規定している基金として積み立てる額を、現行の町が所有する山林の間伐材及び原木を含む立木売り払い収入額の10分の1相当額から、町が所有する山林の間伐材及び原木を含む立木売り払い額及び当該年度の予算で定める額の範囲内の額に改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。16番高橋源吉君。

○16番（高橋源吉君） ただいまの町長の説明の中で、分収林が伐期を迎えていて、それにも充当していくというお話であります。今現在、分収林は年間どれぐらい伐採されていますか。まずその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（長沼 哲君） お答えいたします。

まず、ことし再造林しています中新田と小野田地区の分収林につきまして約10ヘクタール、これが上多田川部分林と、西上野目部分林の分収林になります。あと、来年計画しておりますのが、これも約10ヘクタールなのですが、長清水部分林と原部分林の分収林をことし伐採しておりますので、来年返地されるということで植林を計画しております。

あと、平成24年度に契約されたやつなんです。官行造林で、今森林管理署にお貸ししている山なんですけれども、平成24年度で林業業者さんと契約をしまして、これが約22ヘクタール、これが平成29年までに伐採をするという契約の内容だそうです。

あと、平成25年度につきましても、今、立木の調査を森林管理署のほうでやっているんですが、これにつきましても、契約が整えば20.23ヘクタールが平成30年までには町に返地されるというふうな計画であります。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 16番高橋源吉君。

○16番（高橋源吉君） それで、行政報告の中にも10ヘクタールと明記されておりますが、これまで分収林伐採されまして、例えば、植林されていないとか手つかずというところは実際にあるのでしょうかね。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（長沼 哲君） お答えします。

分収林のほうから返地届というものが出された山林につきましては、全て再造林という形でやっております。ただ、一部返地届が出てこない分収林がありまして、それはまだ再造林という形にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 16番高橋源吉君。

○16番（高橋源吉君）　それで、この条例を一部改正することによって、基金の額といいますか、どれくらい増額になるものかどうか。最後にお聞きしたいと思います。

○議長（下山孝雄君）　森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（長沼　哲君）　お答えします。

売り払い収入につきましては、当然、毎年毎年の施業面積なり木材価格の変動等がございますので、ばらつきはあるとは思いますが、私のほうで計画しておりますのは、年間500万円から1,000万円の売り払い収入になるように施業計画を立てて実行していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（下山孝雄君）　そのほか。12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君）　交流資源の利活用に資するためということでありまして、この施設修繕の維持管理、維持というよりも修繕ということなんでしょうけれども、商工観光課長、これからどのぐらいの見込みを立てて、実際に今森林整備対策室長のほうから1年ごとの積み立ての予定額というものが出されたわけですが、施業計画、それからその積み立て額、それから施設の修繕の見込み額というものがリンクしていると思いますので、商工観光課長、ちょっとどのぐらいの見込みがあるのかということをお伺いをしたいと思います。

○議長（下山孝雄君）　商工観光課長。

○商工観光課長（日野俊児君）　お答えします。

観光施設関係、これから、あくまでも計画ですけれども、去年策定した維持管理経費としまして、五、六年を見込みまして、総額で3億円ぐらいになる予定でございますが、それをきちんとやればということの話でございまして、この基金につきましては、これまでも修繕等行ってきましたが、多分この基金を積み立てても足りないというような状況が出てくると思われます。ですから、その分につきましては一般会計、それから今回予定しています辺地計画に基づきまして、辺地債等を利用して修繕等をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（下山孝雄君）　12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君）　商工観光課長から3億円ぐらいかかるのではないかとというふうに言われてちょっとびっくりしたんですけれども、伐採して立木売り払いして、積み立てがどんどん多くなったとしたらなじょなんだべなという質問を用意したんですけれども、これは逆だったのでちょっと。ただ、関係していますのでお聞きしますけれども、企画財政課長、お伺いします

けれども、基準財政需要額と基金の関係というのは、国税の関係でどのような相関関係にあるかということが1つ。もう1つ、会計管理者にお聞きしますけれども、平成25年度の基金の収入といいますか、財産収入に関してさまざまな基金からの収入がありますけれども、今回、交流資源のこれに関してはまだまだ足りないということで心配はないと思うんですけども、心配ないという表現はおかしいんですけども、これら町民の財産の基金の運用、いかに運用をよくして財産収入を得るかという方向についてお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 洋君） 基金と基準財政需要額との関係というご質問でしょうか。

（「はい」の声あり）当然、基金ですね、今の財政調整基金を含めて積み立てをしております。これらの将来のいろんな事業を行うために積んでおるものでございますので、当然、基準財政需要額には当然深く関わってくるものであります。

基金をどれくらい積むかということについては、財政計画の中で計画を立ててやっておりますので、そういったことで、当然、基準財政需要額についてもその基金の計画に基づいて変わってきますけれども、今後とも財政上のいろんな計画の中でしっかりと基金も適正な基金の積み立てを行っていききたいというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 会計管理者。

○会計管理者（鈴木 裕君） ご質問に答えさせていただきます。

平成24年度の基金利子、幾らぐらいあったかという、まず1点目の質問でございますが、平成24年度は財政調整基金から各種いろんな基金、合わせまして2,000万円ほどございました。

それで、そのうち、財政調整基金の利子として870万円ほど、あと合併振興基金としましては1,100万円ほどでございます。

本来、今の時期、現在ですと普通預金利子は利率が0.02%と。それで、定期預金ですと0.025%という低利でございますので、このような基金利子は生じないわけなんですけど、これまでの方々のご尽力により、有効的な運用ということで、普通預金、定期預金のみならず債権購入という手法をとらせていただいております。

それで国債とか地方債、電力債等を購入したり売却したり、そういったことで、売却益、運用益等でこのぐらいの金額が計上されるということでございます。今後も、運用についてはそういったことを考えて運用してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 昨年より若干基金も上回っているんですけども、本来であれば予算議会の時にお聞きすればよかったんでしょうけれども、平成25年度の収入を見ますと、利子及び配当金ということで1,170万円ほど計上されているわけですけども、じゃこれ以上の運用益、またはその売却益が見込めるということで理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 会計管理者。

○会計管理者（鈴木 裕君） お答えいたします。

それ以上確保できるかどうかといいますのは、現時点では何とも言えません。多分、新聞報道等でご存じかと思いますが、現在、株価の動向とかによりまして、国債等の利率も乱高下が続いております。そういった関係で、利率は上がってもその分価格が下落すると。あと、利率が下がれば株価が上昇するというような状況にありますので、基本的に満期まではずっと持っていれば0.9%とか、あとは0.8%とか、そういった利息は入ってくるわけなんですけど、有利なときに売り払いをしていることによって、1回当たり200万円とか300万円の結局売却益が出てくるという状況にあります。そういったものを見きわめて運用するものですから、確実に2,000万円以上の、全体ですね。収益が出るかということはここでは言えない状況にありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号加美町交流資源利活用推進基金条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第59号加美町交流資源利活用推進基金条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議案第60号 加美町辺地総合整備計画の策定について

○議長（下山孝雄君） 日程第15、議案第60号加美町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第60号加美町辺地総合整備計画の策定についてご説明申し上げます。

本案件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上と特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活・文化水準が著しく低い地域とその他の地域との格差の是正を図るため総合的かつ計画的に整備を促進するために策定するものであります。

これまで、平成15年度から平成19年度までの5カ年計画では、漆沢地区と鹿原地区を計画区域として策定し、さらに、平成20年度から平成24年度までの5カ年計画では、鹿原地区、西小野田地区、旭地区、上多田川地区の4地区の計画を策定し、道路改良事業などの辺地対策事業を実施してまいりました。

本計画は、前年度までの辺地対策事業に引き続き、鹿原地区、西小野田地区、旭地区及び上多田川地区の4地区を辺地の指定要件により計画区域とし、平成25年度から平成29年度までの5カ年間に計画期間とし、総合的かつ計画的に各種事業を実施するための総合整備計画であります。

計画策定の手続については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第4項の規定に基づき、宮城県と協議をし、議会の議決を得る必要があることから、本定例会に提案するものであります。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号加美町辺地総合整備計画の策定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第60号加美町辺地総合整備計画の策定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第61号 物品購入契約の締結について（7t級除雪トラック購入

(2 4 繰)

日程第 1 7 議案第 6 2 号 物品購入契約の締結について (1 1 t 級車輪式除雪ドーザ購入 (2 4 繰))

○議長 (下山孝雄君) お諮りいたします。日程第16、議案第61号物品購入契約の締結について、日程第17、議案第62号物品購入契約の締結について、以上2件はいずれも関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」 と呼ぶ者あり]

○議長 (下山孝雄君) ご異議なしといたします。よって、日程第16、議案第61号及び日程第17、議案第62号を一括議題とすることに決定しました。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (猪股洋文君) 議案第61号及び議案第62号物品購入契約の締結について、一括してご説明申し上げます。

議案第61号につきましては、建設課に配備する除雪トラック1台を購入するもので、指名競争入札により4社を指名して5月7日に入札を行いましたところ、UDトラックスジャパン株式会社古川カスタマーセンターが2,625万円で落札いたしましたので、同センター長小野 剛と物品購入契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第62号につきましては、建設課に配備する除雪ドーザ1台を購入するもので、指名競争入札により6社を指名して5月7日に入札を行いましたところ、ユニキャリア株式会社古川支店が1,381万5,900円で落札いたしましたので、同支店長佐藤 哲也と物品購入契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

なお、除雪トラック及び除雪ドーザは、受注生産品でありますので、納入期限を、除雪トラックは平成26年1月31日、除雪ドーザは平成25年11月29日としております。お手元に資料を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (下山孝雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番伊藤 淳君。

○6番 (伊藤 淳君) 参考までにお聞きします。

こういった特殊なトラックというか除雪機械は、減価償却は何年ぐらいで見るものなんですか。それで、ちなみに年間のランニングコスト、こういうものを整備・維持するためにかかる

費用というのはどれぐらいのものか、参考までにお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） お答えします。

今回の購入に際しての除雪トラック及びドーザに関しましては、最初の除雪トラックは、現在ある除雪グレーダーがあります。それが平成9年に購入したものでございまして、稼働時間が2,024時間使用しておりまして、経年劣化とともに故障が発生しておりまして、今回、国の2月補正に合ったものですから購入したものでございます。

それと、また同じく、今度購入します除雪ドーザ、11 t級でございすけれども、同じくこれも平成9年11月に購入したもので、もう15年以上使用しておりまして、こちらは稼働時間が3,518時間も使用しております。これも同じように、経年劣化とともにいろいろな部分が故障しておりますので、今度更新するものでございます。

先ほど、議員の質問にありましたランニングコストという、ちょっと今把握しておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号物品購入契約の締結について（7 t級除雪トラック購入（24繰））の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第61号物品購入契約の締結について（7 t級除雪トラック購入（24繰））は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第62号物品購入契約の締結について（11 t級車輪式除雪ドーザ購入（24繰））の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第62号物品購入契約の締結について（11 t級車輪式除雪ドーザ購入（24繰））は、原案のとおり可決することに決定いたしました。